

平成30年度 第3回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成30年11月29日
医療・保険課

- 1 日時：平成30年10月9日（火） 午後1時30分から3時30分まで
- 2 場所：中部総合事務所講堂
- 3 出席者：市町村国保主管課長 等
- 4 主な内容

これまでの第1回、第2回会議での検討結果を踏まえ、平成31年度の保険者努力支援制度、納付金等の算定に向けた作業などについて、次のとおり検討を進めていくことで合意。

(1) 納付金の算定等について

○保険料水準の平準化に向けて、計画的・段階的に進めていく必要がある。そのため、検討が必要な課題と方向性等を整理し、市町村の納得と理解を得ながら進めていく。

○激変緩和は、国の適用期間の期限となっている平成35年度に向けて、段階的（6分の1程度ずつ）に縮小することとする。

※ 国の激変緩和に係る暫定措置分が、平成31年度から段階的に縮小され、普通調整交付金に振替。

	H30	H31
普通調整交付金	300億円	350億円
暫定措置	300億円	250億円

○納付金算定のスケジュールについて

平成30年度と同様 10月下旬 国からの仮係数を基に試算を開始（具体的な検討の開始）

12月下旬 国からの確定係数を基に本算定を開始

1月上～中旬 市町村ごとの納付金の決定

(2) 平成31年度保険者努力支援制度について

○保険者努力支援制度の県分の取扱

- ・県分に配分される公費の取扱については、昨年度と同様に、この国保制度改革に伴い新たに整備した国保情報集約システムに係る共通の維持経費として市町村に配分したのち、残額すべてを納付金から差し引いて算定する。

《参考：保険者努力支援制度に係る平成30年度の交付額》

区分	全国	鳥取県	
		交付金総額	一人当たり交付額
都道府県分	約500億円	229,913千円	1,797円
市町村分(※)	約500億円	176,359千円	1,378円

※ 市町村分は、市町村へ配分され、保険料から集める金額に充当

(3) その他報告事項等

○市町村標準事務処理システムの導入について

- ・実施中の国の市町村事務処理標準システム導入意向調査の結果を踏まえ、引き続き導入に向けた検討を行う。